

三田市長 田 村 克 也 様

三田市監査委員 島 康 雄

同 竹 本 昌 弘

三田市内部統制評価報告書における審査について

地方自治法第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付して提出します。

1 審査の対象

令和4年度 三田市内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による「令和4年度 三田市内部統制評価報告書」（以下「内部統制評価報告書」という。）の審査は、三田市長が作成した内部統制評価報告書について、三田市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものです。

3 審査の実施内容

内部統制評価報告書については、三田市長及び内部統制評価部局から報告を受け、「三田市監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省。以下「ガイドライン」という。）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行いました。また、その他の監査等において得られた知見を利用して実施しました。

4 審査の結果

内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続に係る記載は一部相当ではないところがありますが、評価結果に係る記載は概ね相当であると考えられます。

5 備考

(1) 評価手続に係る全般的事項について

令和4年度における内部統制の推進体制及び取組内容は、令和4年9月14日に開催された政策会議において決定され、取組が開始されていますが、評価範囲（内部統制対象事務、対象部署）並びに評価対象期間及び評価基準日（以下「評価範囲等」という。）については、令和5年1月26日に開催された「令和4年度第2回内部統制評価部局会議」で決定されています。

評価範囲等については、本来、具体的な内部統制の取組開始前に決定しておくべき事項と考えます。

(2) 「評価部局が不備を把握した事務」の取組について

財務に関する事務以外の内部統制対象事務（その他市長が必要と認める事務）として、「評価部局が不備を把握した事務」を選定し取り組まれました。これは非常に有用な取組であると認められるものの、その評価手続はガイドラインの手順と異なる本市独自のものと考えられるため、内部統制評価報告書において「ガイドラインの趣旨に基づき内部統制体制の整備及び運用を行い、評価を実施した」旨を記載したことについては、相当ではないと判断します。

(3) 要望事項について

ア 令和4年度は内部統制制度の導入2年目であり、初年度の実績を踏まえた取組が行われているものの、「財務に関する事務」におけるリスクの識別作業（事務の網羅性）についてはさらに取り組む余地があると認められます。

今後、このことを含めて、内部統制の推進に当たっては、ガイドラインの趣旨を踏まえた改善等を図りながら、取組の充実が図られるよう要望します。

イ 内部統制評価報告書に記載の「重大な不備に該当するかの判断基準」（p2）については、「その他市長が必要と認める事務（評価部局が不備を把握した事務）」に限定したものとなっているため、「財務に関する事務」や「全庁的な内部統制」についても今後検討を進めてください。

ウ 内部統制評価報告書附属資料において、「評価期間中に発生した不備の分類・分析」が示され、「今後整理をしたうえで対策を講じる必要があります」（p3）と記載されているところですが、本市が内部統制として取り組む範囲（対象とするリスク）についても合わせて整理されるよう要望します。